

議案第18号

佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成15年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条から第9条までを削る。

第10条第2号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第12条第3項中「又は」を「、又は」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条を第8条とする。

第13条第1項中「施設等」を「施設又は附属設備で規則で定めるもの（以下「施設等」という。）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「指定管理者は、第11条第1号」を「市長は、第7条第1号」に、「又は指定管理者」を「、又は市長」に改め、同条を第9条とする。

第14条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。

第17条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第13条とし、第18条を第14条とし、第19条から第21条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為及び指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の相当規定によって市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。